

『風水害等・大規模地震発生時の対応について』

1 風水害等の『警報』発令時の登校について

ア. 午前6時の段階で横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「特別警報」が発表継続中の場合は、生徒の安全確保のため『臨時休業』とします。

- ◆生徒は家庭で学習を行ってください。
- ◆テレビ・ラジオ等でより正確な情報を収集してください。
なお、学校から「臨時休業」の連絡はしません。

イ. 午前7時以前に登校しなければならない部活動の朝練習等の場合は、前日の天気予報から中止等の判断をして、顧問より連絡しますが、安全を最優先してください。

ウ. 登校後に「警報」が発表された場合は、状況に応じて地区別集団下校などの措置をとります。

エ. 遠足、修学旅行、体験学習なども原則として延期・中止となりますが、目的地には警報等が発表されておらず、出発を遅らせる等の措置をとれば安全である場合には、校長の判断により実施することもあります。

※保護者への連絡

「一斉メール配信システム」を使用してのメール配信、「学校ホームページ」の情報更新を行い、情報を伝えますが、配信が遅れることもありますので、(1)のルールに従い対応してください。

2 大規模地震発生時等における学校の対応について

(1) 大規模地震とは、
「横浜市域のいずれかで(震度5強以上)の地震が観測されたとき」です。

- ◆直ちに授業を打ち切ります。
- ◆生徒は保護者（または保護者が依頼し、学校に届けを出してある代理人）が引き取りにくるまで、「学校に留め置き」ます。

(2) 大規模地震にあたらぬ地震（震度5弱以下）発令時

学校および周辺の状態を把握した後、校長の判断で、地区別集団下校などの措置をとります。ただし、次のような場合は、大規模地震発生時と同様の対応を行います。

- ① JR東海道線・横須賀線・根岸線・市営地下鉄ブルーラインが運転を見合わせ、再開の見込みが立たない場合
- ② 学校および周辺の地域が停電し、生徒を安全に帰宅させられない場合

(3) 保護者への連絡方法

ア. 地震発生時には、「一斉メール配信システム」を利用してなるべく迅速かつ確実に保護者へ連絡をします。

イ. 「学校ホームページ」も随時更新し、メール配信システムに登録されていない保護者、関係者にも情報が届くように配慮します。

※東海地震予知情報（警戒宣言）が発令された場合

原則として、授業を打ち切り地区別集団下校となります。ただし、留守家庭や遠隔地から通学する生徒などについては、「学校に留め置き」、保護者に引き渡します。